

# 電気工事業の【開始通知（みなし通知）】手続

この様式は、みなし通知に該当する方が、手続を行うためのものです。

建設業許可をお持ちでない方、一般用電気工作物の工事を行う方は別の手続になります。

< 申請書提出前に確認しましょう！ >

## (1) 電気工事業に該当しますか。

「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を設置、変更する工事を業として営むことです。

一般用電気工作物 ... 電気事業者等から600V以下で受電する電気工作物

例：一般住宅等の屋内外配線及び設備

自家用電気工作物 ... 電気事業者等から600V超で受電する電気工作物

例：ビル・工場等のキュービクル本体及び2次側

ただし、電気工事業法の手続が必要とされる範囲は、

「受電電力容量が50kW以上500kW未満の設備」です。

「電気工事」の範囲は広く、手続が必要ないこともあります。

不明な点がありましたら、申請書等を作成する前に、化学保安課へお問合せください。

## (2) 手続区分は妥当ですか。

手続区分は、電気工事の種類や建設業許可の有無によって、下表のとおりになっています。

一般用電気工作物	建設業許可	区分
やる	ない	登録
やる	ある	届出
やらない	ない	通知
やらない	ある	みなし通知

この様式集は「みなし通知」に該当する事業者向けです。

(みなし通知)

様式第21(第26条)

×整理番号

×通知番号

# 電気工事業開始通知書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(〒 ) 電話

住 所

(フリガナ)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号  
平成 / 令和 年 月 日 埼玉県知事許可(般・特 - )第 号

2 電気工事業を開始した年月日

年 月 日

3 営業所

営業所の名称	
営業所の所在地	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者 氏名: \_\_\_\_\_

ファクシミリ番号: \_\_\_\_\_ / メールアドレス: \_\_\_\_\_

# 誓約書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

## 1 通知者

私(当社)は、電気工事の業務の適正化に関する法律(電気工事業法)第6条第1項第1号から第5号までに該当しないことを誓約いたします。

住 所

氏名又は名称  
(法人にあっては  
代表者の氏名)

この誓約書は、通知をしようとする者が、電気工事業法、電気工事士法、電気用品安全法に違反したことが無い者であることを誓約していただくものです。

# 備付器具調書

氏名又は名称

	器具名	製造年	製造番号、型式	台数	製造業者名
一般用電気工作物	1 絶縁抵抗計 (メガー)				
	2 接地抵抗計 (アーステスタ)				
	抵抗及び交流電圧を 3 測定できる回路計 (テスタ)				
自家用電気工作物	4 低圧検電器				
	5 高圧検電器				
	6 継電器試験装置				
	7 絶縁耐力試験装置				

**備考** 1～7の器具について記入してください。

ただし、6・7の器具については「必要な時に使用できる措置」が講じられていればよい  
ため、次の方法で対応してください。(どちらかに をつける。)

- 1) 当営業所で所有する。
- 2) 借入れ・計測依頼で対応する。  
(依頼先)

---

法第25条・施行規則第12条 第2項、第3項又は第4項

# 標 識 仕 様 書

(標識の写真を添付すれば記入する必要はありません)

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

私は、電気工事業を営むに当たり、下記のとおり標識を作成し、掲示します。

## 記

### 1 大きさ

たて \_\_\_\_\_ c m      ×      よこ \_\_\_\_\_ c m

### 2 材 質

\_\_\_\_\_

(例：アルミ板、プラスチック板、ベニヤ板、紙)

### 3 標識種類 (該当する区分を \_\_\_\_\_ で囲んでください。)

- ・ ( 登 録 ) 登録電気事業者登録票
- ・ ( 届 出 ) 登録電気事業者届出済票
- ・ ( 通 知 ) 通知電気事業者通知票
- ・ (みなし通知) 通知電気事業者通知済票

### 4 掲示場所 (掲示する場所を \_\_\_\_\_ で囲んでください。)

- ・ 営業所
- ・ 施工場所 (工事期間が1日限りの現場)
- ・ 施工場所 (工事期間が2日以上現場)

---

(参考：電気工事業の業務の適正化に関する法律 第25条)

電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則 第12条第2項)

法第25条の規定により、登録電気事業者は様式第15による標識を、通知電気事業者は様式第15の2による標識を、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに掲げなければならない。ただし、電気工事が1日で完了する場合にあつては、当該電気工事の施工場所については、この限りでない。

---

標識の形式は、次のページを御覧ください。

----- (参考：標識の形式) -----

(登録の場合)

登録電気工事業者登録票	
登録番号	埼玉県知事登録第*****号
登録の年月日	令和**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士等の氏名	

35 cm以上

40 cm以上

(届出の場合)

登録電気工事業者届出済票	
届出先	埼玉県知事届出第*****号
届出の年月日	令和**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士等の氏名	

35 cm以上

40 cm以上

(通知の場合)

通知電気工事業者通知票	
通知先	埼玉県知事通知第*****号
通知の年月日	令和**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

大きさは自由です

(みなし通知の場合)

通知電気工事業者通知済票	
通知先	埼玉県知事み通第*****号
通知の年月日	令和**年**月**日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	

大きさは自由です

登録・届出の場合、電気工事の種類は、「一般用電気工作物」又は「一般用電気工作物及び自家用電気工作物」と記入してください。